

●香川県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年3月27日から同年4月17日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月27日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 438号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町川原字南土居136番1地先から 丸亀市飯山町東坂元字秋常45番1地先まで	8.0~62.0	580	平成14年香川県告示第543号、平成20年香川県告示第513号及び平成21年香川県告示第101号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成24年3月27日